第八・八十六条　暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品（注）

注　この条の規定は、第八・七十三条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

1　締約国は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a)　当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。

(b)　当該商業用の情報通信技術製品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。

(c)　特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

2　この条の規定は、締約国の規制機関又は司法当局が、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造者又は供給者に対し、次のいずれかのことを要求することを妨げるものではない。

(a)　調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、1(a)の規定に該当する情報を保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該情報が許可されていない開示からの保護の対象となることを条件とする。

注　両締約国は、1(a)の規定に該当する情報を入手可能なものとすることが暗号法に関連する財産的価値を有する情報の営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b)　調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、締約国の競争法に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、1(a)の規定に該当する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること。

3　第八・七十条4の規定にかかわらず、この条の規定は、暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品について適用する。（注）ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

注　この条の規定の適用上、商業用の情報通信技術製品には、金融商品を含まない。

(a)　締約国の法執行当局（暗号化を使用するサービス提供者に対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化された又は暗号化されていない通信へのアクセスを提供するよう要求する場合に限る。）

(b)　金融商品の規制

(c)　締約国（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(d)　金融サービス提供者又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づき締約国が採用し、又は維持する措置

(e)　締約国による又は締約国のための暗号法を使用する商業用の情報通信技術製品の製造、販売、流通、輸入又は使用

第九章　資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置

第九・一条　経常勘定

各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、自由交換可能通貨（注）により、かつ、該当する場合には国際通貨基金協定に従い、国際収支の経常勘定に関する取引であってこの協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認める。

注　この章の規定の適用上、「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨と自由に交換することができる通貨をいう。国際的な外国為替市場において広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨には、国際通貨基金協定に基づいてＩＭＦが指定する自由利用可能通貨を含む。

第九・二条　資本移動

1　各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、前章に定める投資その他の取引の自由化を目的とする自由な資本の移動を認める。

2　両締約国は、貿易及び投資を促進することを目的として、両締約国間の資本の移動を円滑にするため相互に協議する。

第九・三条　資本移動、支払又は資金の移転に関する法令の適用

1　前二条の規定は、締約国が次の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはならない。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引

(c)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資本移動、支払又は資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存

(d)　刑事犯罪又は欺まん的若しくは詐欺的な行為

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(f)　社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度

2　1に規定する法令は、不公正な、恣意的な若しくは差別的な態様で適用してはならず、又は資本移動、支払若しくは資金の移転に対する偽装した制限となってはならない。

第九・四条　一時的なセーフガード措置

1　各締約国は、次のいずれかの場合には、資本移動、支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支又は対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合（注）

注　両締約国は、この(a)に定める国際収支又は対外支払に関する重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれが、特に(b)に定める金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれによりもたらされる可能性があることを認める。

(b)　例外的な状況において、資本移動、支払又は資金の移転が、金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　該当する場合には、国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、1に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e)　同様の状況において第三国と比較して差別的でないものであること。

3　各締約国は、物品の貿易について、第二・二十条の規定に基づいて国際収支上の目的のために制限的な措置を採用することができる。

4　各締約国は、サービスの貿易について、自国の対外支払状態又は国際収支を擁護するため、制限的な措置を採用することができる。当該措置は、サービス貿易一般協定第十二条に定める条件に従う。

5　1及び2に規定する措置を維持しており、又は採用した一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該措置を速やかに通報する。

6　両締約国は、この条の規定に基づいて制限的な措置が採用され、又は維持される場合には、他の場において協議が行われるときを除くほか、第二十三・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会において速やかに協議する。その協議においては、特に次の事項に考慮を払いつつ、それぞれの措置をとるに至った国際収支若しくは対外支払に関する困難又は他の経済全般についての困難について評価する。

(a)　困難の性質及び程度

(b)　経済及び貿易の対外的な環境

(c)　利用可能な代替的な是正措置